



3-4-10



公 共 高 第 22号

平成17年 4月 5日

所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定取消の取扱いについて

日頃から共済組合の業務につきましては、何かとご尽力いただきありがとうございます。

さて、このたび「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の2の規定に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）が告示され、配偶者からの暴力を受けた者の保護のための施策を推進するため、健康保険に関する事項として、厚生労働省保険局保険課長から「配偶者からの暴力を受けた被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて」が示されたところであり、当支部もこれに準じて下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、認定取消の手続きに際しまして、貴職には経由機関の役割をお願いすることになります。配偶者である組合員等に被害者の居所等が判明することのないようにするなど、当該被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であるということに十分ご配慮のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

記

1 被害者に係る被扶養者認定取消の取扱いについて

被扶養者の認定取消の手続きについては組合員の申し出に基づいて行われているが、配偶者である組合員から暴力を受けた被扶養者の認定取消に当たっては、組合員自らからの認定取消の申し出は期待できないため、組合員から認定取消の申し出がなされなくても、被扶養者から、配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書等を添付して被扶養者としての認定取消を求める旨の申告がなされた場合は、認定取消をすることができることとしました。

また、当該証明書等において、当該被害者に同伴している者についても同様の証明がなされている場合は、当該同伴者についても同様に取り扱うことができることとしました。

2 被扶養者の認定取消の手続き等

(1) 認定取消手続き

- ① 当支部から当該組合員に直接、一定の期間（10日程度）を設け、「被害者である被扶養者の認定取消の届出」を所属所長を経由して行うよう指導します。
- ② 一定の期間内に当該組合員から当該届出がなされない場合には、当該被害者である被扶養者の認定を取り消したうえで、その旨を所属所長に対しては別紙1により、また、当該組合員に対しては別紙2により通知します。

3 その他の取扱い

- ① 被扶養者の認定を取り消された被害者に対しては当支部から資格喪失証明書を送付します。（国民健康保険等に参加するため、被扶養者から外れたことの証明が必要なため）

- ② 認定取消の手續きに当たっては、配偶者である組合員等に被害者の居所等が判明することのないようにするなど、当該被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮することとします。
- ③ 配偶者である組合員から再び被害者に係る被扶養者の認定の届出があった場合には、被害者の意向を確認する等、被扶養者認定について慎重に判断することとします。

別紙 1

平成 年 月 日

所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

組合員証記載事項の訂正等について

下記の者については、組合員証の記載事項に訂正の必要があります。別途組合員には通知しておりますが、当該組合員から組合員証の提出があった場合には、速やかに当支部まで提出していただきますようお願いします。

フリガナ 組合員氏名				男 ・ 女
生 年 月 日	昭 ・ 平 年 月 日			
組 合 員 証 記号 番号	記 号		番 号	

平成 年 月 日

(当該組合員) 様

公立学校共済組合高知支部長

被扶養者の認定取消及び組合員証の訂正について

あなたの被扶養者であった下記の者は、地方公務員等共済組合法第2条に定める被扶養者に該当なくなりましたので、当支部において、あなたの被扶養者としての認定を本日付けをもって取り消しましたのでお知らせします。

また、お持ちの組合員証については、訂正の必要がありますので、速やかに当支部まで届けてください。

フリガナ 組合員氏名				男 ・ 女
生 年 月 日	昭 ・ 平 年 月 日			
組 合 員 証 記号 番号	記 号		番 号	